

公 告

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第3項の規定により公告する。

なお、その届出書等は令和6年6月28日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和6年6月28日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）アルビス北方町店
岐阜県本巣郡北方町栄町一丁目1番2
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス不動産株式会社
代表取締役 深谷 敏成
東京都港区浜松町二丁目3番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
アルビス株式会社
代表取締役 池田 和男
富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年2月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,500 m²

6 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	94台
駐輪場の位置及び収容台数	69台
荷さばき施設の位置及び面積	96.0 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	50.7 m ³

7 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
大規模小売店舗において 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	8:00～22:00
来客が駐車場を 利用することができる時間帯	7:30～22:30
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2箇所
荷さばき施設において 荷さばきを行うことができる時間帯	6:00～22:00

8 届出年月日

令和6年6月21日